

その荷物、**持ち出せないかもしれません。**

輸出条件早見表はこちら

携行品・郵便物等の検疫条件等のお問合せ
はこちら（輸出課題解決支援事業事務局 相談窓口へ）



植物防疫所に公式キャラクターが
誕生しました
名前は「ピーきゅん」です。
よろしくね！



輸出相手国の要求に合わない植物や物品を持ち出した場合、
検査を受けるにあたり不正行為があった場合には、
3年以下の拘禁刑、または300万円以下の罰金が科せられます。
法人の場合は5,000万円以下の罰金が科せられます。

農林水産省 植物防疫所